

前橋市国民健康保険税条例の改正の専決処分について（報告第3号）

国民健康保険課

1 改正の理由

地方税法施行令の改正に伴い、所要の改正を行った。

2 内容

国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行の26万5,000円から27万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行の48万円から49万円に引き上げる。

3 施行日

平成29年4月1日